

平成31年第1回定例会

(平成31年2月28日)

上川北部消防事務組合議会会議録

平成 31 年第 1 回上川北部消防事務組合議会定例会

開会 平成 31 年 2 月 28 日 (木曜日) 午後 2 時 00 分

1. 議事日程

- 日程第 1 議席の指定について
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 副議長選挙について
日程第 5 消防行政執行方針
日程第 6 議案第 1 号 専決処分した事件の承認について(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)
日程第 7 議案第 2 号 平成 30 年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第 2 号)について
日程第 8 議案第 3 号 平成 31 年度上川北部消防事務組合一般会計予算について
日程第 9 議会報告第 1 号 例月現金出納検査及び定期監査の結果報告について
日程第 10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

付議する事件

1. 専決処分した事件の承認について(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)
1. 平成 30 年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第 2 号)について
1. 平成 31 年度上川北部消防事務組合一般会計予算について

1. 出席議員(11名)

議長 11 番 黒井 徹 君
副議長 9 番 近藤 八郎 君
議員 1 番 奥村 英俊 君
議員 2 番 大西 功 君
議員 3 番 岩崎 泰好 君

議員 4 番 今野 大樹 君
議員 5 番 小口 英治 君
議員 6 番 塩田 昌彦 君
議員 7 番 藤吉 秀明 君
議員 8 番 小西 邦広 君
議員 10 番 内山 信悟 君

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局職員

事務局 長 久保 敏
書記 土田 司
書記 加藤 一幸
書記 田嶋 大助

1. 説明員

管理者 加藤 剛士 君
副管理者 山口 信夫 君
副管理者 谷 一之 君
副管理者 川口 精雄 君
副管理者 佐近 勝 君
消防参事(名寄市副市長) 橋本 正道 君
会計管理者 常本 史之 君
監査委員 鹿野 裕二 君
消防長 菊池 剛 君
総務課長 土田 朗 君
消防企画課長 遠藤 豊明 君
名寄消防署長 佐々木 幸雄 君
美深消防署長 西村 直志 君
下川消防署長 多田 淳浩 君
中川消防支署長 渡邊 雅弘 君
音威子府消防支署長 菊池 聡 君

◎開会の宣告

○議長（黒井徹議員） ただいまより、平成 31 年第 1 回上川北部消防事務組合議会定例会を開会いたします。

全員出席でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 2 時 0 0 分）

◎議席の指定

○議長（黒井徹議員） 日程第 1 議席の指定を行います。

当組合副議長でありました、下川町議会選出木下一己議員は平成 30 年 12 月 28 日をもって下川町議会議員を辞職されたことから、本組合理約第 6 条第 2 項の規定により本組合議員を失職し、後任として 近藤八郎議員が本組合議員として選出されました。

会議規則第 3 条第 3 項の規定により近藤八郎議員の議席を 9 番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒井徹議員） 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には会議規則第 87 条の規定により、2 番 大西 功 議員、3 番 岩崎泰好 議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（黒井徹議員） 日程第 3 会期の決定についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 1 日と決

定いたしました。

◎副議長選挙

○議長（黒井徹議員） 日程第 4 これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○議長（黒井徹議員） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

○議長（黒井徹議員） それでは、副議長に近藤八郎 議員を指名いたします。

○議長（黒井徹議員） お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました近藤八郎 議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました近藤八郎 議員が副議長に当選されました。

○議長（黒井徹議員） ただいま副議長に当選されました近藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選された近藤八郎 議員

に、ごあいさつをいただきます。

近藤八郎議員。

○副議長（近藤八郎議員） ただいま、副議長に選任いただきました。皆さんご承知のとおり、昨年12月の下川町定例会で木下前議長が退任いたしまして、その後任として残任期間を勤めることとなり、議長となりました近藤でございます。更に、私が後任として上川北部消防事務組合にも席を置くこととなりました。

そして、副議長に選任されたわけでございますけれども、職務を果たせるように誠意を持って勤めたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

◎消防行政執行方針

○議長（黒井徹議員） 日程第5 これより平成31年消防行政執行方針を行います。

加藤 管理者。

○管理者（加藤剛士君） 平成31年第1回上川北部消防事務組合議会定例会にあたり、上川北部消防行政の基本的な方針と施策の概要を申し上げます。

はじめに消防組織法が昭和23年に施行され、市町村消防を原則とする自治体消防制度が誕生して以来、地域に密着した自治体消防として制度や施策が着実な発展を遂げ、地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしてまいりました。

昨年は、6月に大阪府北部をマグニチュード6.1の地震、9月には胆振東部において、北海道では過去最大となるマグニチュード6.7の強い地震により多くの人命や財産に甚大な被害が発生するとともに、道内全域にわたる電源の消失により、社会生活や経済活動に被害が拡大する事態に至っております。

また、夏季には日本全国に台風が襲来し、土

砂災害や河川の氾濫などにより、人的被害が発生し、とりわけ道内では上川、空知管内で農作物、農業施設、公共土木施設が被災する降雨災害が発生しています。

一方、1月には札幌市で、高齢者や社会的弱者が居住する施設で火災が発生し14名が死傷、12月には52名の負傷者が発生した、不適切なスプレー缶の取り扱い事故など、複雑、多様化した火災が発生しています。

また、ラグビーワールドカップ、G20観光担当大臣会合などで来道する要人や増加する外国人旅行者への対応、今後、発生が危惧される南海トラフ地震、首都直下地震や風水害などの大規模災害に対応する広域応援、緊急消防援助など消防に求められる体制は、大規模化・複雑多様化に対応した技術、見識が求められております。

このような状況下において、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっており、防災・減災に対する住民の意識が高まる中で災害や事故から生命、身体及び財産を守るためには、消防防災体制の充実強化を着実に推進していく必要があります。

このような諸情勢を踏まえ、新年度に向けまして、以下の施策を重点的に取り組んでまいります。

まず第一点目は、火災予防行政についてです。住宅防火対策の現況から申し上げますが、平成29年中の全国の住宅火災件数は1万1,408件で、建物火災2万1,365件の約5割となっております。

また、放火自殺者を除く住宅火災による死者は889人と高い水準で推移し、このうち約7割となる646人が65歳以上の高齢者が占めているのは重要な課題です。

こうしたことから、火災を早期に発見し、逃

げ遅れや死傷者を発生させないために、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

昨年6月1日時点での管内の設置率は約8割となっていることから、「組合各地域の住宅用火災警報器設置・維持管理対策実施計画」に基づき、引き続き、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織などの関係機関が協力し、住宅用火災警報器の設置の徹底や維持管理の促進のために各種取り組みを展開してまいります。

また、住宅火災においては、寝具類や衣類が着火物となり、多くの死傷者が発生していることから、防災品の普及や推進を含め、住宅防火対策の普及啓発を重点事項として更に推進してまいります。

次に、立入検査と違反是正についてですが、消防法では建物の用途や規模に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務づけています。

消防では、火災予防上のために必要があるときは、これらの建物（防火対象物）に立ち入って検査を行っております。

管内の火災発生の高危険性が高い防火対象物を的確に把握し、安全対策の不備などを早期に発見し、戦略的な立入検査を実施するとともに、法令違反に対しては厳格、かつ適切に違反是正を行い、立入検査実施率の確保に努めてまいります。

これらの立入検査や違反是正を行う者は、火災予防に関する高度な知識、技術を有することから、引き続き、予防技術資格者の養成にも努めてまいります。

また、本年4月1日から、重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていないと認められたもの）のある防火対象物に対して、違反公表制度が開始されます。

利用しようとする方に、火災の高危険性を認識していただくとともに、防火対象物の所有者、管理者又は占有者による違反是正を促進し、防火安全体制の確立を図ります。

次に、危険物施設等における災害対策についてですが、危険物施設の事故は、平成6年頃をさかいに増加傾向に転じ、危険物施設が減少しているにもかかわらず、依然として高い水準で推移しています。

これらの事故防止対策を強化するために、総務省消防庁から毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」が示され、危険物施設に係る重大事故の発生を防止するために、立入検査により保安体制や施設の実態把握はもとより、官民一体となった対策の推進に取り組みます。

第二点目は、救急行政についてです。平成30年中の管内の救急出動件数は1,603件で、管内人口が減少する中、高齢化率は増加し、近年は概ね1,600件前後と、出動件数は増加傾向となっています。

専門化・高度化する救急業務に対応するため、引き続き、病院実習を含む再教育や救命処置の範囲拡大にかかる必要な講習の受講や実習を実施し、テクニカルスキルの向上を図ってまいります。

また、救急隊全体のスキルアップのために、救急症例に対する研究会や講習会への参加や企画、ドクターカーやドクターヘリを活用した、救急現場からの治療の開始や、救急搬送時間の短縮など、医療機関と連携した救命率の向上に努めてまいります。

他方、応急手当の普及啓発の促進についてですが、出動を要請してから救急隊到着まで、管内では平均7.7分を要し、この間に救急現場に居合わせた者による応急手当が救命率向上に繋がっております。

住民に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、引き続き、心肺停止状態の傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法の習得を目的とした応急手当普及講習の実施の促進、また応急手当の導入講習、イーラーニングを用いた分割型の救命講習など、住民ニーズに合わせた救命講習を開催します。

また、AED（自動体外式除細動器）を任意で設置している事業所などについては、消防通信員からの指示に基づき、救急現場に居合わせた人が速やかにAEDを使用できる早期除細動体制が重要ですので、AED登録制度を構築するとともに、救急車の適正利用について積極的に周知してまいります。

第三点目は、消防体制についてです。

人口減少が進行し、人的・財政的な資源が限られる一方で、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害にも適切に対応していくため、更なる消防体制の整備・確立が求められています。

様々な災害事案から国民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務は、ますます大きくなっておりますので、消防防災体制の充実強化を着実に進めるために次の事項に取り組みます。

消防力の確保については、災害の規模や状態に応じた組織活動を展開する上にも、人員の確保、消防自動車の更新をはじめ、各種資機材の整備を図ります。

また、多様化する災害に適切に対応するために、指揮本部長を中心とした組織的活動・統制が図れるよう、指揮者の養成、隊員の教育、各種計画の策定や見直しなど、体制の強化に努めます。

また、北海道胆振東部地震では、ブラックアウトにより道内全域が停電となり、通常時及び

緊急（災害）時に各設備の機能低下が危惧され、業務遂行上の課題が認められました。消防業務全般を確実に継続できるよう必要な取り組みを実施してまいります。

消防の連携・協力については、道内では、北海道広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できる体制になっており道北地区においては、毎年度、広域応援訓練が実施されています。

平成31年度は南宗谷消防事務組合において開催されますので、訓練に参加し、応援にかかわる手順や部隊運用に関して確認を行います。

国内においては、緊急消防援助隊が創設され、組合においても、消火隊2隊、救助隊、救急隊、及び後方支援隊各1隊を登録しております。

平成31年度にさらに消火隊1隊の増隊を計画しており、いったん国内のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求めや指示により消防部隊を出動させる体制を構築してまいります。

他方、管内に応援が必要な災害が発生した場合に備え、道内外の消防機関を受け入れるための計画が必要でありますので、新たに検討してまいります。

また、引き続き、当組合から北海道防災航空室に隊員1名派遣し、北海道との連携を強化してまいります。

第四点目は、消防団についてです。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る。」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っており、地域の安心・安全確保のために果たす役割は極めて大きなものとなっています。

冒頭に申し上げましたとおり、近年における

災害の態様は、大規模・複雑多様化し、住民の安心・安全を脅かしており、防災・減災に対する地域住民の意識が高まる中で、災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、消防団を中核とした消防防災体制の充実強化を推進していく必要があります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化により、消防団員数の減少や平均年齢の上昇など様々な課題を抱えており、地域における防災力の低下が懸念されています。

当組合の平成 31 年 1 月 1 日現在の消防団員数は 399 人で、団員定数に対する充足率は 89.3 パーセントとなっていますが、消防団の充実強化を図るため、広報誌への掲載、イベント等での団員募集及び公務員への働きかけや女性消防団員の積極的な採用を引き続き推進してまいります。

また、「消防団協力事業所表示制度」による表示証交付事業所数を、現在の 17 事業所からさらに拡大するため関係事業所への周知、消防団員の確保及び消防団活動への協力要請を深めてまいります。

以上、平成 31 年度の消防行政執行内容について申し上げます。

これらの推進につきましては、誠心誠意努力してまいりますので、今後一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井徹議員） 以上で平成 31 年消防行政執行方針を終わります。

◎議案第 1 号

○議長（黒井徹議員） 日程第 6 議案第 1 号 専決処分した事件の承認について、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤 管理者。

○管理者（加藤剛士君） 議案第 1 号 専決処分した事件の承認について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を受託できるよう規約を制定するとともに、現行規約を廃止する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 1 月 28 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井徹議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（黒井徹議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第 1 号は、委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。

議案第 1 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。

◎議案第 2 号

○議長（黒井徹議員） 日程第 7 議案第 2 号 平成 30 年度上川北部消防事務組合一般会計

補正予算(第2号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

加藤 管理者。

○管理者(加藤剛士君) 議案第2号 平成30年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第2号)について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末にあたり各款の事業の確定に伴い、歳入歳出それぞれ4,341万4千円を減額し、予算総額を13億3,431万8千円とするものであります。

補正の主なものを、歳出から申し上げます。

2款 総務費、1項 総務管理費につきましては、90万8千円を減額しようとするものであります。

内訳は消防本部職員給料、手当、共済費で126万5千円の減額、臨時職員の退職に伴う報償金53万4千円を増額、役務費を56万1千円の減額、防災航空室派遣職員負担金47万7千円を増額が主なものとなっております。

3款 消防費につきましては、4,246万2千円を減額しようとするものであります。

項別に見ますと、1項 名寄消防費では1,956万6千円、2項 下川消防費では176万円、3項 美深消防費では1,526万1千円、4項 中川消防費では415万2千円、5項 音威子府消防費では172万3千円を減額しようとするものであります。

内訳では、名寄消防費の常備消防費で、職員給料、手当、共済費で1,819万9千円を減額し、需用費で231万7千円を増額を主なものとして、差し引き1,806万4千円を減額し、非常備消防費で、団員報酬、旅費で58万9千円、需用費で57万6千円の減額を主なものとして、合わせて150万2千円の減額となりました。

下川消防費では給料、手当、共済費で109万

円増額し防火水槽設置工事93万円、団車両更新で22万円、消火栓設置負担金で17万円を減額し、美深消防費では、給料、手当、共済費1千328万1千円、消火栓更新工事負担金等で16万円を減額し、中川消防費では給料、手当、共済費で208万9千円、指揮広報車購入の執行残15万1千円を減額し、音威子府消防費では給料、手当、共済費で201万5千円を増額し、臨時職員賃金223万5千円を減額、水槽付きポンプ自動車購入費の執行残132万6千円を減額しようとするものであります。

次に歳入について、ご説明申し上げます。

1款 分担金及び負担金につきましては、本部費等分担率等による経費で77万8千円、各消防署に要する経費で5,474万1千円、本部が一括で支払う経費で4万4千円を減額し、合わせて5,556万3千円を減額し、歳出予算額の均衡を図るものであります。

2款 使用料及び手数料につきましては、危険物施設完成検査の消防手数料で12万4千円を減額し、5款 繰越金につきましては、平成29年度決算額確定により1,227万9千円を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要を申し上げます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井徹議員) これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

○3番(岩崎泰好議員) 3番。

○議長(黒井徹議員) 岩崎議員。

○3番(岩崎泰好議員) 3款 消防費の3項 美深消防費について、1,400万あまりの減額でございますが、この中身についてどのようになっているかお聞きしたい。

○議長(黒井徹議員) 西村署長。

○美深消防署長(西村直志君) その部分につ

きまして、減額については退職者及び休職者についての減額となっています。以上です。

○3番（岩崎泰好議員） 3番。

○議長（黒井徹議員） 岩崎議員。

○3番（岩崎泰好議員） 人数的には当初予算から減った分については、どのような経過ですか。

○議長（黒井徹議員） 西村署長。

○美深消防署長（西村直志君） 当初の人数から途中で退職者がでましたので、その部分と、それと休職者の給料の部分を減額しております。

○議長（黒井徹議員） よろしいですか。

他にご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（黒井徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（黒井徹議員） 日程第8 議案第3号 平成31年度上川北部消防事務組合一般会計予算を議題とします。

提出者の説明を求めます。

加藤 管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第3号 平成31

年度上川北部消防事務組合一般会計予算について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、予算の概要についてご説明申し上げます。

予算編成にあたりましては、各構成市町村にあっては、引き続き大変厳しい財政状況にあることから、必要な施策の選択と経費の節減を図る一方、消防に寄せる住民の期待に応えるべく、消防体制の強化や救急業務の高度化を始め、各種事業の推進並びに消防職・団員の資質の向上を図ることを重視したところであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ

12億7,569万1千円で、対前年度比9,781万8千円、7.1パーセントの減額となっております。

減額となった主な要因といたしましては、構成市町村内の大型消防車両の購入や過年度に配備した機械設備の更新が一段落したことが要因となりました。

それでは、主要事業について歳出からご説明をいたします。

総務費・名寄消防費におきまして、平成29年3月に総務省消防庁より、消防吏員用防火衣の装備基準の改定が行われ、新基準に適合した防火衣の購入を予定しています。

また、昭和56年に購入した小型動力ポンプ付き消防自動車の更新のほか、既存のモーター式サイレンに電子式サイレン機能を付加し、長期停電に対応できる機器の整備を予定しています。

下川消防費では、引き続き消火栓の更新を行い、美深消防費では、市街地中心部に設置しているモーターサイレンの更新を予定しております。

中川消防費では、旧佐久分遣所格納庫屋上に設置されているサイレン塔を危険防止のために

解体工事を予定しています。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料・財産収入・諸収入を自主財源とし、不足する財源は、構成市町村の分担金により、その均衡を図るよう計上したものであります。

予算の執行にあたりましては、効率的な執行に努めることはもとより、消防職・団員の人材育成や消防団員の確保、及び消防施設の整備などの消防力の充実強化と併せて、住宅、防火対象物及び危険物施設の防火安全対策、救急業務の高度化への対応など、一層の努力を続ける所存でありますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井徹議員） 追加説明を菊池消防長。

○消防長（菊地 剛君） それでは、平成 31 年度上川北部消防事務組合一般会計予算につきまして、補足説明させていただきます。

お配りしています平成 31 年度予算書及び予算説明書の 3 頁をお開きください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 7,569 万 1 千円となっております。歳出から説明いたします。 15 頁をご覧ください。

1 款 議会費ですが、本年度と同じく定例会 2 回、臨時会 1 回を予定しており、予算につきましても同額となっております。次に、16 頁から 18 頁 2 款 総務費をご覧ください。

総務費の予算額は、1 億 2,259 万 9 千円で、前年度比 581 万円の減としています。

1 項 1 目 一般管理費につきましては、11 節 需用費の被服費で本部職員の防火衣の更新、18 節 備品購入費では、パソコン OS のサポート終了に伴う更新などで、213 万 8 千円増の 8,773

万 6 千円としております。

19 頁 2 項 1 目 監査委員費につきましては、9 款 旅費で、1 万 2 千円増額し、22 万 8 千円としています。 20 頁をお開きください。

3 項 諸費につきましては、構成市町村の分担率による分担金に基づいて計上しているのではなく、各消防署・支署が単独で加入できない団体等の負担金及び消防本部が一括して行う事業費を計上し予算執行しているものです。

諸費につきましては、前年度比 796 万円減の 3,463 万 5 千円を計上しております。

ここでの減額の要因は、本年度、需用費において活動服の購入、携帯 119 位置情報地図ソフトの導入、デジタル無線内蔵ディスク交換が終了したことによるものです。

13 節 委託料では、消防救急デジタル無線定期検査、5 年毎に受けなければならないもので、その委託料を計上しています。詳細は説明欄及び 21 頁左の表をご覧ください。続きまして、22 頁をお開き下さい。

3 款 消防費について、説明いたします。ここでは、1 項 名寄消防費から 5 項 音威子府消防費まで、それぞれ常備消防費、非常備消防費、消防施設費として計上しております。

予算額は、11 億 5,131 万円 2 千円で、前年度比 9,200 万 8 千円の減としています。

各消防署・支署の特徴的なもの、主な事業についてご説明いたします。51 頁の主要事業一覧表と併せてご覧ください。

はじめに、1 項 名寄消防費ですが、22 頁～25 頁になります。

予算額は 5 億 7,946 万 2 千円で、前年度比 2,692 万円の増となっております。

増額の要因としましては、職員の防火衣の更新、パソコンの更新。消防施設費での、小型動力ポンプ付積載車の更新、電子サイレンの増設、

及び消火栓の補修・移設更新などとなっています。

職員の教育関係では、北海道消防学校の初任教育、救助科、幹部科、大規模災害広域応援指揮課程にそれぞれ1名。火災調査科、指揮幹部科に2名の派遣を予定しております。

救急救命士の教育としましては、気管挿管病院実習に1名、ビデオ喉頭鏡講習に2名、実習に1名、処置拡大2行為講習に2名を予定しております。次に、26頁から29頁をご覧ください。

2項 下川消防費ですが、予算額は1億5,542万円で、前年度比3,311万円の減となっています。減額の要因としては、防火水槽設置工事及び消防団車両更新事業が終了したことによるものです。

主な事業としては、消防施設費での消火栓更新事業となっています。

職員の教育関係では、北海道消防学校の初任教育、警防科、指揮幹部科にそれぞれ1名。救急救命士の教育としまして、気管挿管病院実習、ビデオ喉頭鏡実習に1名を予定しております。次に、30頁から33頁をご覧ください。

3項 美深消防費の予算額は1億7,683万9千円で、前年度比154万8千円の減となっています。

非常備消防費での小型ポンプの更新、消防施設費でのモーターサイレンの更新、及び消火栓の更新事業がありますが、職員の新陳代謝などで、相対で減額となっています。

職員の教育関係では、北海道消防学校の初任教育に2名の派遣を予定しております。

救急救命士の教育としましては、就業前研修、ビデオ喉頭鏡実習、処置拡大2行為講習にそれぞれ1名を予定しております。

次に、34頁から37頁をご覧ください。

4項 中川消防費の予算額は1億3,884万5千円で、前年度比216万7千円の増となっています。

増額の要因としまして、常備消防費での、救急訓練人形の購入、消防施設費でのサイレン塔解体工事及び、パソコンの更新などにより増額となっています。

職員の教育関係では、北海道消防学校の火災調査科、救急科、救助科にそれぞれ1名の派遣を予定しております。

救急救命士の教育としまして、ビデオ喉頭鏡講習、実習、処置拡大2行為講習に1名を予定しております。

次に、38頁から40頁をご覧ください。

5項 音威子府消防費の予算額は1億74万6千円で、前年度比8,643万7千円の減となっています。

減額の要因として、水槽付ポンプ自動車の更新が終了したことと、臨時職員の賃金を計上しなかったことによるものです。

続きまして、41頁をご覧ください。

4款 予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明いたします。12頁にお戻りください。

1款 分担金及び負担金につきましては、予算額12億6,053万3千円で、前年度比で8,627万1千円の減となっています。

分担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりですが、右上の表は本部費等分担率による経費に係る分担率、右下に分担金内訳、左下に本部が一括して支払う経費内訳を記載しています。

13頁 2款 使用料及び手数料につきます

ては、本年度と同額を、3款 国庫支出金につきましては、予算の計上はありません。

4款 財産収入につきましては、建物貸付収入を3万4千円増額、154万3千円とし、内訳については説明欄のとおりです。

14頁 5款 繰越金につきましては、本年度と同額を6款 諸収入につきましては、預金利子は同額を、また、雑入に防災航空室派遣職員の給与補助金827万8千円などを合わせ、33万2千円増の841万円を計上しております。

なお、消防本部の運営に係る構成市町村の分担金の分担率の算出基準は4頁の第2表に、市町村別分担金内訳については52頁に記載しています。

以上で平成31年度一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い致します。

○議長（黒井徹議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

○3番（岩崎泰好議員） 3番。

○議長（黒井徹議員） 岩崎泰好議員。

○3番（岩崎泰好議員） 歳出の3款 消防費の3項 美深消防費のところについて。常備消防費が728万5千円の減額、昨年度対比で減っているところなんです、おもだって中身が給与に関してだと思っておりますが、減額になったおもだった理由が何であるかを、まずはお聞きしたい。

○議長（黒井徹議員） 西村署長。

○美深消防署長（西村直志君） 職員の新陳代謝でございます。

○3番（岩崎泰好議員） 3番。

○議長（黒井徹議員） 岩崎泰好議員。

○3番（岩崎泰好議員） 退職あり、あるいは休職ありだと先ほどもお聞きしましたが、人員

的な配置の部分では支障がないという理解でよろしいですか。

○美深消防署長（西村署長） はい。

○議長（黒井徹議員） 西村署長。

○美深消防署長（西村直志君） 支障ありません。

○議長（黒井徹議員） 他にご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（黒井徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議会報告第1号

○議長（黒井徹議員） 日程第9 議会報告第1号 例月現金出納検査及び定期監査の結果報告について、を議題といたします。

本件につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、それをもってご了承をお願いいたします。

◎閉会中の継続審査（調査）の申し出

○議長（黒井徹議員） 日程第10 閉会中の継続審査（調査）の申し出について、を議題とし

ます。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました、議会運営委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井徹議員) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長(黒井徹議員) 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了しました。

これをもちまして、平成31年第1回上川北部消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時40分)

上記会議のてん末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長

署名議員

署名議員